

○国家公安委員会規則第五号

警察法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十三号）、警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第四百四十二号）及び警察法施行規則及び警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令（平成三十一年内閣府令第二十一号。以下「改正府令」という。）の施行に伴い、並びに改正府令附則第二条第九項及び関係法令の規定に基づき、刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等を次のように定める。

平成三十一年四月一日

国家公安委員会委員長 山本 順三

刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第一条 刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関

する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>第二条 警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第百九十九条第一項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 管区警察局長及び四国警察支局長の職にある者</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部に勤務する警部以上の階級にある警察官</p> <p>(5) 東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課に勤務する警部以上の階級にある警察官</p> <p>(6) 四国警察支局の高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整課に勤務する警部以上の階級にある警察官</p>	<p>第二条 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>(2) 管区警察局長の職にある者</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>(4) 管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部に勤務する警部以上の階級にある警察官</p> <p>(5) 東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課に勤務する警部以上の階級にある警察官</p> <p>〔号を加える。〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(府県情報通信部等の位置及び内部組織に関する規則の一部改正)

第二条 府県情報通信部等の位置及び内部組織に関する規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第八号)の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第一条 府県情報通信部（県情報通信部を含む。次条において同じ。） 、多摩通信支部及び方面情報通信部の位置は、当該管区警察局長、東 京都警察情報通信部長又は北海道警察情報通信部長が定める。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第一条 府県情報通信部、多摩通信支部及び方面情報通信部の位置は、 当該管区警察局長、東京都警察情報通信部長又は北海道警察情報通信 部長が定める。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則の一部改正)

第三条 科学警察研究所の各部の内部組織に関する規則(昭和三十四年国家公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改 正 後	<p>(法科学第二部)</p> <p>第七条 法科学第二部に、次の五研究室を置く。</p> <p>物理研究室 火災研究室 爆発研究室 機械研究室 知能工学研究室 (知能工学研究室)</p> <p>第十三条 知能工学研究室においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 犯罪の捜査に関連する情報工学及び画像工学の研究及び実験に関すること。</p> <p>(2) 情報工学及び画像工学を応用する鑑定及び検査に関すること。</p>
改 正 前	<p>(法科学第二部)</p> <p>第七条 法科学第二部に、次の四研究室を置く。</p> <p>物理研究室 火災研究室 爆発研究室 機械研究室</p> <p>第十三条 削除</p>

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(警備実施要則の一部改正)

第四条 警備実施要則(昭和三十八年国家公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(通信の組織に関する措置)</p> <p>第四条 この規則において、警視庁には東京都警察情報通信部を、北海道警察本部には北海道警察情報通信部を、府県警察本部には府県情報通信部(県情報通信部を含む。)を、方面本部には方面情報通信部を、それぞれ含むものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(通信の組織に関する措置)</p> <p>第四条 この規則において、警視庁には東京都警察情報通信部を、北海道警察本部には北海道警察情報通信部を、府県警察本部には府県情報通信部を、方面本部には方面情報通信部を、それぞれ含むものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(警察庁の定員に関する規則の一部改正)

第五条 警察庁の定員に関する規則(昭和四十四年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(警察庁の定員)  
 第一条 警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。

合 計	地方機関	附属機関		内部部局		備 考
		計	警察 大学校 科学警察研究所 皇宮警察本部	計	長官 官房 生活安全局 刑事局 組織犯罪対策部 交 通 局 警 備 局 外事情報部 警備運用部 情報通信局	
七、九七五人	四、一六五人	一、二七八人	九六二人 一八九人 一二七人	二、五三二人	四一六人 二五八人 三八七人 三一五人 一七六人 二二二人 二七一人 二六一人 三六一人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館 支部警察庁図書館の定員とする。 組織犯罪対策部の定員を除く。 外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
うち、二、二一〇人は、警察官とし、九三二人は、皇宮護衛官	うち、六七一人は、警察官とする。	うち、七十七人は、警察官とし、九三二人は、皇宮護衛官とする。	うち、九三二人は、皇宮護衛官とする。	うち、一、四六二人は、警察官とする。		

改正前

(警察庁の定員)  
 第一条 「同上」

合 計	地方機関	附属機関		内部部局		備 考
		計	警察 大学校 科学警察研究所 皇宮警察本部	計	長官 官房 生活安全局 刑事局 組織犯罪対策部 交 通 局 警 備 局 外事情報部 警備運用部 情報通信局	
七、九〇二人	四、一八四人	一、二四七人	九三六人 一八五人 一二六人	二、四七一人	四〇〇人 二六〇人 三九七人 三〇五人 一六一人 三二五人 二七五人 三四八人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館 支部警察庁図書館の定員とする。 組織犯罪対策部の定員を除く。 外事情報部の定員を除く。
うち、二、一八〇人は、警察官とし、八九六人は、皇宮護衛官	うち、六七九人は、警察官とする。	うち、七十七人は、警察官とし、八九六人は、皇宮護衛官とする。	うち、八九六人は、皇宮護衛官とする。	うち、一、四二四人は、警察官とする。		

備考 表中の「」の記載は注記である。	とする。	とする。

(管区警察学校の各部の内部組織に関する規則の一部改正)

第六条 管区警察学校の各部の内部組織に関する規則(昭和五十四年国家公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(「」で注記した項番号を含む。以下同じ。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	<p>(教務部の内部組織)</p> <p>第一条 「項を削る。」</p> <p>〔1〕 東北管区警察学校、中部管区警察学校、中国四国管区警察学校及び九州管区警察学校の教務部に、次の一科及び二教官室を置く。</p> <p>教務科 生活安全刑事教官室 交通警備教官室</p> <p>2   「略」</p> <p>3   「略」</p> <p>(指導部の内部組織)</p> <p>第十一条 東北管区警察学校、中部管区警察学校、中国四国管区警察学校及び九州管区警察学校の指導部に、学生科及び警務術科教官室を置く。</p> <p>2 「略」</p>
改 正 前	<p>(教務部の内部組織)</p> <p>第一条 「1」四国管区警察学校の教務部に、教務科及び実務教官室を置く。</p> <p>2   東北管区警察学校、中部管区警察学校、中国管区警察学校及び九州管区警察学校の教務部に、次の一科及び二教官室を置く。</p> <p>教務科 生活安全刑事教官室 交通警備教官室</p> <p>3   「同上」</p> <p>4   「同上」</p> <p>(指導部の内部組織)</p> <p>第十一条 東北管区警察学校、中部管区警察学校、中国管区警察学校、四国管区警察学校及び九州管区警察学校の指導部に、学生科及び警務術科教官室を置く。</p> <p>2 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(犯罪手口資料取扱規則の一部改正)

第七条 犯罪手口資料取扱規則(昭和五十七年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(刑事日報の作成等)</p> <p>第七条 手口主管課長等(警察庁捜査支援分析管理官、管区警察局広域調整部(東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局にあつては、総務監察・広域調整部)の広域調整第一課長又は手口主管課長をいう。以下この条において同じ。)は、通報又は照会の必要があるとき、刑事日報を作成し、速やかに当該刑事日報を他の手口主管課長等に送付しなければならない。</p> <p>〔2・3 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(刑事日報の作成等)</p> <p>第七条 手口主管課長等(警察庁捜査支援分析管理官、管区警察局広域調整部(東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては、総務監察・広域調整部)の広域調整第一課長又は手口主管課長をいう。以下この条において同じ。)は、通報又は照会の必要があるとき、刑事日報を作成し、速やかに当該刑事日報を他の手口主管課長等に送付しなければならない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第八条 薬物犯罪等に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成四年国  
家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(没収保全等を請求することができる司法警察員)</p> <p>第一条 警察庁の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「法」という。)第十九条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局(東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。)の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p> <p>六 四国警察支局の高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整課の警部以上の階級にある警察官</p>	<p>(没収保全等を請求することができる司法警察員)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 管区警察局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局(東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。)の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p> <p>〔号を加える。〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(警察教養規則の一部改正)

第九条 警察教養規則(平成十二年国家公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(実施)</p> <p>第五条 「略」</p> <p>2 警察庁長官、警察庁の各附属機関及び地方機関の長(当該地方機関が四国警察支局である場合にあつては、中国四国管区警察局長)、警視総監並びに道府県警察本部長は、前項の規定により示された重点に関する事項について、計画的に警察教養を実施しなければならない。</p> <p>3 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(実施)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>2 警察庁長官、警察庁の各附属機関及び地方機関の長、警視総監並びに道府県警察本部長は、前項の規定により示された重点に関する事項について、計画的に警察教養を実施しなければならない。</p> <p>3 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第十条 犯罪収益に係る没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成十二年国  
家公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍  
線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(没収保全等を請求することができる司法警察員)</p> <p>第一条 警察庁の警察官のうち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「法」という。)第二十三条第一項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局(東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。)の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p> <p>六 四国警察支局の高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整課の警部以上の階級にある警察官</p>	<p>(没収保全等を請求することができる司法警察員)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 管区警察局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局(東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。)の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p> <p>〔号を加える。〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部改正）

第十一条 警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(解析研究室の所掌事務)</p> <p>第二条 解析研究室においては、警察法施行規則第八十八条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(捜査研修室の所掌事務)</p> <p>第三条 捜査研修室においては、警察法施行規則第八十八条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(解析研究室の所掌事務)</p> <p>第二条 解析研究室においては、警察法施行規則第八十七条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(捜査研修室の所掌事務)</p> <p>第三条 捜査研修室においては、警察法施行規則第八十七条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(情報技術の解析に関する規則の一部改正)

第十二条 情報技術の解析に関する規則(平成二十七年国家公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(都道府県警察による情報技術の解析の要請等)</p> <p>第四条 警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課(課に準ずるものを含む。)の長又は警察署長(以下「警察署長等」という。)は、犯罪の取締りのための情報技術の解析を警察庁情報通信局、管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部(県情報通信部を含む。) 又は方面情報通信部の情報技術の解析を担当する課の長に要請する場合(犯罪捜査規範(昭和三十二年国家公安委員会規則第二号)第百八十七条の規定により鑑定の嘱託を行う場合を除く。) には、警察庁長官(以下「長官」という。) が定める様式により、情報技術の解析に必要な事項を明らかにしなければならない。</p> <p>2 「略」</p>
改正前	<p>(都道府県警察による情報技術の解析の要請等)</p> <p>第四条 警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課(課に準ずるものを含む。)の長又は警察署長(以下「警察署長等」という。)は、犯罪の取締りのための情報技術の解析を警察庁情報通信局、管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部又は方面情報通信部の情報技術の解析を担当する課の長に要請する場合(犯罪捜査規範(昭和三十二年国家公安委員会規則第二号)第百八十七条の規定により鑑定の嘱託を行う場合を除く。) には、警察庁長官(以下「長官」という。) が定める様式により、情報技術の解析に必要な事項を明らかにしなければならない。</p> <p>2 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第十三条 不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則(平成二十七年

国家公安委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(没収保全等を請求することができる司法警察員)</p> <p>第一条 警察庁の警察官のうち、不正競争防止法第三十五条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p> <p>六 四国警察支局の高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整課の警部以上の階級にある警察官</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(没収保全等を請求することができる司法警察員)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 管区警察局長の職にある者</p> <p>四 管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官</p> <p>五 東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 四国警察支局警察学校（改正府令附則第二条第一項に規定する四国警察支局警察学校をいう。第三項において同じ。）の教務部に、教務科及び実務教官室を置く。

2 教務科及び実務教官室の所掌事務については、それぞれ、この規則による改正後の管区警察学校の各部の内部組織に関する規則（第四項において「新規則」という。）第二条及び第三条の規定を準用する。

3 四国警察支局警察学校の指導部に、学生科及び警務術科教官室を置く。

4 学生科及び警務術科教官室の所掌事務については、それぞれ、新規則第十二条及び第十三条の規定を準用する。